

# 入 札 説 明 書

平成24年6月22日付け公告のあいちトリエンナーレ2013に係る競争入札については、下記のとおり執行します。

## 記

### 1 調達内容

#### (1) 調達案件の名称及び数量

あいちトリエンナーレ2013ボランティア募集業務 一式

#### (2) 調達案件の仕様等

別添「あいちトリエンナーレ2013ボランティア募集業務」で示す仕様とします。

#### (3) 履行期間

平成24年8月1日～平成25年3月31日まで

#### (4) 履行場所

愛知県内のいずれかの事務所で行うこと

#### (5) 入札方法

ア 入札者は、一切の経費を含めた契約金額を見積もること。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定を準用し、次の事項に該当する者は、競争入札に参加する資格を有しない。

ア 一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についてもまた同じ。）。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

(カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

#### (2) 公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年3月31日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

#### (3) 開札時まで、平成24・25年度愛知県入札参加資格者名簿（平成24年4月～平成26年3月）「3. 役務の提供等」のうち「01. 建物等各種施設管理」小分類[14. 受付]又は「16. その他業務委託等」小分類[06. 人材派遣]に登録されている者。

#### (4) 公告の日から開札の日までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る指名停止の措置を受けていないこと。

#### (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づき更生手続開始の申立て

がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (6) 国又は地方公共団体（独立行政法人、外郭団体等を含む。）との契約において、愛知県内で1000名以上のボランティア募集業務を履行した実績を有する者で、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
名古屋市東区東桜一丁目13-2（郵便番号461-8525）  
あいちトリエンナーレ実行委員会事務局（愛知県県民生活部文化芸術課国際芸術祭推進室内）  
電話052-971-6111
- (2) 入札説明書配布  
平成24年6月22日（金）から平成24年6月29日（金）までの午前9時から午後5時15分までの間（日曜日、土曜日及び6月25日（月）を除く。）
- (3) 入札参加資格者書類提出期限  
平成24年6月29日（金） 午後5時15分まで  
（日曜日、土曜日及び6月25日（月）を除く。）
- (4) 入札書受領期限  
平成24年7月2日（月） 午前10時00分まで  
なお、日曜日、土曜日及び6月25日（月）は受領できません。  
（郵送の場合には受領期限までに必着すること。）
- (5) 開札の日時及び場所  
平成24年7月2日（月） 午前10時30分  
愛知芸術文化センター7階 第3会議室
- (6) 入札書の記載方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札書の提出方法  
ア 入札書は別紙様式1により作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に所在地、氏名（法人にあってはその名称又は商号並びに代表者）及び「平成24年7月2日開札〔調達内容 あいちトリエンナーレ2013ボランティア募集業務〕の入札書在中」と記載しなければならない（別添封筒記載方法のとおりとする。）。  
イ 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「平成24年7月2日開札〔調達内容 あいちトリエンナーレ2013ボランティア募集業務〕の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記の3(1)あてに提出すること。  
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めないものである。  
ウ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (8) 入札の延期等  
入札者が相連合し又は不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。
- (9) 代理人による入札

- ア 代理人が入札する場合には、開札時までには委任状を提出しなければならない。
- イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(10) 開札

- ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札等の権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、契約担当者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札のないときは、即時再度入札（再入札は2回まで）を行うものとする。  
なお、再度入札については、開札に入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。

4 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則【昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。】第152条の4を準用し、これに定める入札保証金に代わる担保を含む。）を、開札期日までに契約担当者に納めなければならない。

ただし、財務規則第152条の3（入札保証金の納付の免除）の規定に準じ、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではない。

(3) 入札の無効

ア 財務規則第152条（入札の無効）の規定を準用し、該当する入札は無効とする。

イ 物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める規則（平成7年愛知県規則第96号。）第6条第4項の規定を準用し、入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札の時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札は無効とする。

(4) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加する者は、上記2(6)の資格を有することを証明する書類別紙様式2を平成24年6月29日（金）午後5時15分までに、上記3(1)の場所に直接、提出しなければならない。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

上記書類の提出に当たって、一旦受領した書類の返却、差し替え及び再提出は認めない。

(5) 最低制限価格に関する事項

この入札は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に準じ、最低制限価格を設定する。

(6) 落札者の決定方法

愛知県財務規則第154条の規定に準じて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(7) 契約書作成

競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

(8) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、財務規則第129条の2の規定に準じて、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を契約締結期日までに契約担当者に納めなければならない。

ただし、財務規則第129条の3（契約保証金の納付の免除）の規定に準じ、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではない。

(9) その他

談合、贈賄等により生ずる損害の賠償について、談合等の不正な事実が判明した場合は、契約書に基づき損害賠償を請求する。

また、愛知県入札心得（物品の製造等）も熟読すること。